鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について

〔中間報告〕

平成２３年８月２２日

鳥取市校区審議会（第１０期）

目　　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　鳥取市の子どもたちの将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　鳥取市の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　学校配置及び校区設定の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（１）標準規模について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

（２）通学に関する基準について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（３）適正配置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

５　後期後半における「校区別の検討」に向けて　・・・・・・・・・・・・　９

６　今後のスケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

７　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（１）諮問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（２）第１０期鳥取市校区審議会の審議経過　・・・・・・・・・・・・・・１３

（３）審議の際に参照した主な資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１ はじめに

鳥取市校区審議会（第１０期）（以下、「第１０期校区審」とする）は、平成２１年８月２４日に発足するとともに、鳥取市教育委員会から「鳥取市立小・中学校の学校設置及び校区の設定について」（発教学第３３２号）の諮問を受けた。

第１０期校区審は、平成１８年１２月策定の「鳥取市校区再編基本構想（計画期間８年間）」によると、第９期校区審が扱った前期３年間（平成１８～２０年度）に引き続く、後期５年間（平成２１～２５年度）の中に位置づく。すなわち、後期前半（平成２１～２２年度）においては「基本的事項」をまず審議し、後期後半（平成２３～２５年度）における「校区別の検討」に繋ぐ役割を負っている。

そこで、鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について、「標準規模」「通学に関する基準」「適正配置」に関する基本的な考え方を、これまで精力的に検討してきたところであり、今回中間報告として取りまとめた。

今後は、後期後半において校区別の検討を行い、本市の校区の再編が適切に行われるよう引き継ぐものである。

２ 鳥取市の子どもたちの将来像

鳥取市教育委員会では、平成１８年３月に策定された「第８次鳥取市総合計画」の基本理念に基づき、未来を担う人づくりのために、本市教育の進むべき方向を示す鳥取市教育ビジョンを平成２１年４月に策定された。

【めざす子ども像】

鳥取市の子ども達には、まず「ふるさと」を教育活動の根底に据え、多様な体験や経験に支えられた豊かな人間性・社会性を「ふるさと」鳥取の中で培っていく教育が必要である。「ふるさとを思う子」は、周囲の「役に立ち」、他を「思いやり・感謝」し、他と「助け合い」ながら「ふるさと」で育った原風景を心に刻むことにより、世の中を生きていく力をつけた姿をイメージしている。また、「志をもつ子」は、直面した壁を乗り越えていこうとする「勇気」、ねばり強く取り組む「忍耐力」、さらには自ら切り拓いていく「たくましさ」をもちあわせた姿をイメージしている。

子どもたちにとってより良い教育環境を創り、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、自己実現に向け、たくましく自立して豊かに生きる「ふるさとを思い　志をもつ子」の育成を目指す。

図１《鳥取市教育ビジョン》

３　鳥取市の現状

鳥取市の学校数は、昭和４９年以降の調査によれば、小学校で平成１０年の５２校から、現在４４校まで減少した。また、中学校は昭和６０年に桜ヶ丘中学校が新設されて以降、１８校で変動がない。

一方、小学校の児童数は昭和５８年度の１７，３２７人、中学校の生徒数は昭和６２年度の８，６０４人をピークに徐々に減少し、平成２３年度で児童１０，６０２人、生徒５，０８５人となり、一クラスあたりの平均数は小学校児童が２６人、中学校生徒が３３人となっている。

近年は少子化或いは人口の流動化により、全般的に見て、中心市街地や中山間地の学校で減少し、宅地開発などにより郊外の住宅地では増加する傾向にある。将来予測（財団法人　とっとり地域連携・総合研究センターによる）では、鳥取市人口の減少とともにさらに少子化が進み、平成４２年には１５歳未満の年少者人口は平成２２年比で、２５．５％の減少と推計されている。

図２《鳥取市の児童生徒数と学校数の推移》

※市町村合併前の学校も含む

【小学校】

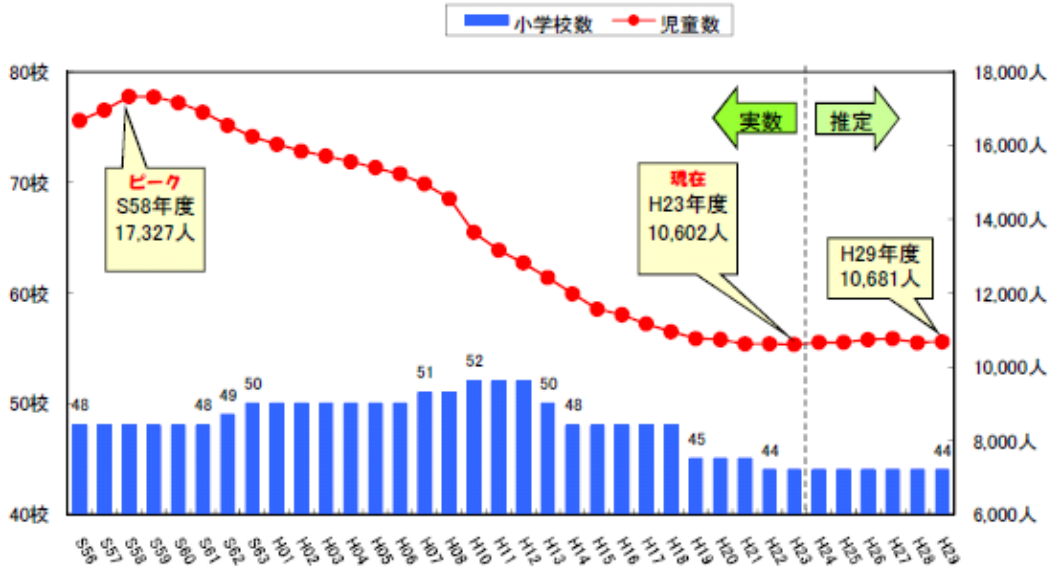

【中学校】

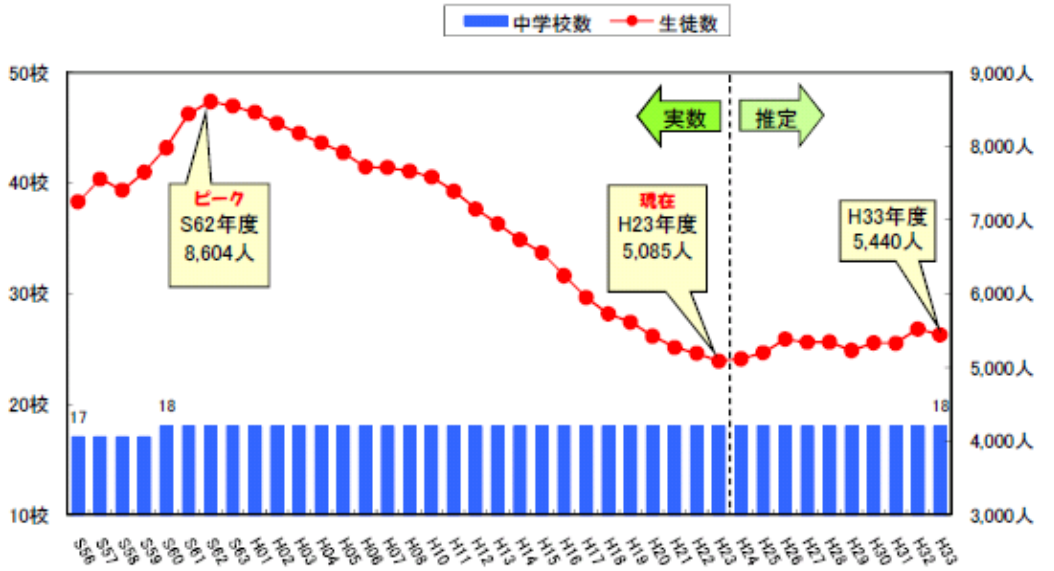

４ 学校配置及び校区設定の方向性

本市の現状から、学校の適正な配置及び校区の設定が、子どもたちの教育環境を充実させるための課題となっており、本市の望ましい学校配置及び校区の設定を考えていかなければならない。

本審議会では、鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について、「標準規模」「通学に関する基準」「適正配置」の３点を基本的事項に定め、検討を進めてきた。

（１）標準規模について

国においての標準規模は、１２学級から１８学級であり、この規模が望ましいが、本市では、１１学級以下の学校が半数以上の現状であることから、教育効果や人間関係、地域との関わり等を考慮する。

また、学校規模によるメリット・デメリットを勘案し、小・中学校別に検討を行った結果、本市の標準規模は、小・中学校とも６学級から１８学級とする。

《検討内容》

小学校	**① 国の標準は、１２学級以上（１学年２学級）～１８学級** **② 学校規模による影響** ・１１学級以下は、クラス替えができない学年が生じている ・複式学級規模の問題 **③ メリット・デメリット** ・学習面　・生活面　・学校運営面　・ＰＴＡ活動等 **④ 市街地と郊外で基準を分けて考えるべきか**
中学校	**① 国の標準は、１２学級以上（１学年４学級）～１８学級** **② 学校規模が、学習環境に与える影響** ・５学級以下は、クラス替えができない学年が生じている →　教科担任制、教員配置の問題 →　教員間の意見交換や切磋琢磨、複眼的研究、相互協力 ・大規模の施設・設備の利用問題 →　特別教室や体育館利用の制約 **③ 社会性を育む環境の必要性** **④ 部活動の選択** **⑤ 教科指導や選択学習、少人数指導の課題**

表１《規模別学級数》

		平成２３年度			平成２７年度推計		
小学校	学級数	～１１	１２～１８	１９～	～１１	１２～１８	１９～
	学校数	３０ ６８．２％	１４ ３１．８％		３１ ７０．５％	１１ ２５．０％	２ ４．５％
中学校	学級数	～１１	１２～１８	１９～	～１１	１２～１８	１９～
	学校数	１４ ７７．８％	３ １６．７％	１ ５．５％	１２ ６６．７％	４ ２２．２％	２ １１．１％

（下段は各年度における割合）

＊国における小中学校の標準学級数（学校教育法施行規則）：12 学級以上 18 学級以下

《参考》

表２は、平成２３年５月１日現在における小中学校の実学級数別の学校一覧である。「１２～１８学級」を一応の標準規模とした上で、色分けを行っている。

表２　《小・中学校の規模》　［平成２３年度］

小学校		学校規模（学級数）	中学校	
該当校	校数		校数	該当校
		１９学級	１校	桜ケ丘中(668)
美保小(598)　城北小(581)	２校	１８学級	１校	南中(655)
世紀小(480)	１校	１７学級	１校	湖東中(650)
美保南小(542)	１校	１６学級		
浜坂小(498)　面影小(467)　若葉台小(439)	３校	１５学級		
		１４学級		
岩倉小(405)	１校	１３学級	１校	北中(447)
末恒小(412)　湖山小(391)　中ノ郷小(343) 醇風小(332)　湖山西小(321)　賀露小(319)	６校	１２学級		
宮ノ下小(302)　久松小(289)　津ノ井小(271)	３校	１１学級	１校	東中(419)
稲葉山小(263)　浜村小(253)　青谷小(284)	３校	１０学級	２校	高草中(337)　中ノ郷中(337)
日進小(241)	１校	９学級	１校	西中(311)
		８学級		
米里小(203)	１校	７学級	１校	気高中(242)
河原第一小(204)　福部小(170)　鹿野小(169) 修立小(166)　用瀬小(164)　美和小(148) 明徳小(147)　遷喬小(136)　富桑小(132) 大正小(127)　国府東小(125)　倉田小(98) 湖南学園小(95)　宝木小(87)　散岐小(78) 佐治小(78)　西郷小(68)	１７校	６学級	３校	河原中(188) 国府中(177) 青谷中(174)
逢坂小(49)	１校	５学級		
瑞穂小(40)　神戸小(34)　東郷小(32) 明治小(31)	４校	４学級	１校	鹿野中(114)
		３学級	５校	湖南学園中(53)　用瀬中(89) 江山中(88)　福部中(81) 佐治中(43)

・学級数は実学級数（特別支援学級を含まず）
・（　）は児童・生徒数（特別支援学級の人数を含む）

（２）通学に関する基準について

通学区域について、国の規定である「小学校はおおむね４ｋｍ、中学校はおおむね６ｋｍ」を基に、通学にかかる時間、通学時の安全性や手段も考慮する。

《検討内容》

設定要素	内　　容
①距離と時間	・国の通学距離の規定 （小学校：おおむね４km、中学校：おおむね６km） ・時間も併用し、１時間以内で通学できる区域
②安全性と手段	・交通頻繁な道路、遮断機のない踏切、河川をまたぐ場合 ・道路幅員、歩道状況 ・遠距離通学における公共交通の利用やスクールバスの導入 ・徒歩通学における児童の成長・発達への影響

表３《小学校通学最長距離・時間》　（単位：km、分）

学校名	徒　歩		バ　ス		学校名	徒　歩		バ　ス		学校名	徒　歩		バ　ス	
	距離	時間	距離	時間		距離	時間	距離	時間		距離	時間	距離	時間
修立	1.1	22			大正	1.4	30	3.2	8	宮ノ下	2.2	30		
稲葉山	2.6	25	5.0	15	東郷	1.8	25	4.9	8	国府東	2.0	30	13.6	30
岩倉	1.7	25			明治	0.9	20	9.0	20	福部	2.6	35	7.2	20
醇風	1.7	20			世紀	3.3	50	6.1	15	河原第一	2.8	35	4.0	25
富桑	1.1	25			賀露	2.5	40			西郷	2.1	30	4.0	7
明徳	0.7	20			湖山	2.3	25			散岐	2.5	30	3.8	14
日進	1.7	30			末恒	3.7	40			用瀬	2.0	25	6.3	10
美保	1.5	25			湖山西	2.2	30			佐治	3.1	40	10.3	23
倉田	2.8	30			湖南学園	1.5	20	5.6	20	宝木	2.0	25	4.3	20
美保南	1.8	45			面影	1.8	30			瑞穂	3.0	45		
久松	2.2	40			米里	2.5	40			浜村	3.0	50		
遷喬	0.5	8			津ノ井	2.1	30	3.1	30	逢坂	2.7	45		
城北	2.3	40			若葉台	1.5	20			鹿野	2.5	40	7.6	25
神戸	2.7	40	5.9	20	浜坂	2.2	30			青谷	2.1	40	9.3	35
美和	3.2	50	4.8	15	中ノ郷	1.5	25							

表４《中学校通学最長距離・時間》　（単位：km、分）

学校名	徒　歩		自転車		バ　ス		学校名	徒　歩		自転車		バス	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間		距離	時間	距離	時間	距離	時間
東	2.1	30	2.7	20	5.0	10	中ノ郷	3.3	46				
西	1.6	33					国府	1.7	30	3.7	10	14.4	30
南	2.3	25	4.7	25	7.5	20	福部	2.0	30	5.6	40	11.0	25
北	4.3	50					河原	1.8	20	8.2	60	8.0	30
江山	1.3	15	5.0	30	12.2	30	用瀬	1.0	15	6.0	20	6.0	20
高草	3.0	40	6.0	30	15.0	45	佐治	2.5	45			15.0	40
湖東	2.2	30	8.4	45	8.4	20	気高	2.8	40	8.4	30		
湖南学園	2.9	30	4.9	30	4.9	30	鹿野	1.0	15	7.6	60	7.6	25
桜ヶ丘	2.2	30	4.5	30	4.5	25	青谷	2.0	25	8.0	50	7.0	25

（３）適正配置について

適正配置については、「標準規模」、「通学区域」等の基本的な指標を基に、地域の特性や歴史、地域コミュニティ、学校の施設改修計画も含めて総合的に判断し、地域の実情に応じた校区を編成していく。

《検討内容》

（１）基本的な指標	①学級規模 ②学級人数 ③通学距離・時間 ④通学の安全性と手段
（２）基本的な方法	①通学区域の変更 ②学校の統廃合 ③通学区域の弾力的運用 ④小中一貫校
（３）その他考慮する事項	①地域の特性 ②地域コミュニティとの関係 ③歴史的な経緯 ④施設改修計画との整合

表５《学校の役割》

①子どもの学びの場	義務教育施設として、学習の場としての機能
②子どもの遊び場	公園施設として、遊び場の機能
③地域文化・スポーツの活動拠点	施設の地域開放
④地域の交流･コミュニティセンター	地域コミュニティの拠点
⑤災害時の避難場所	体育館・運動場

図４《鳥取市校区図》

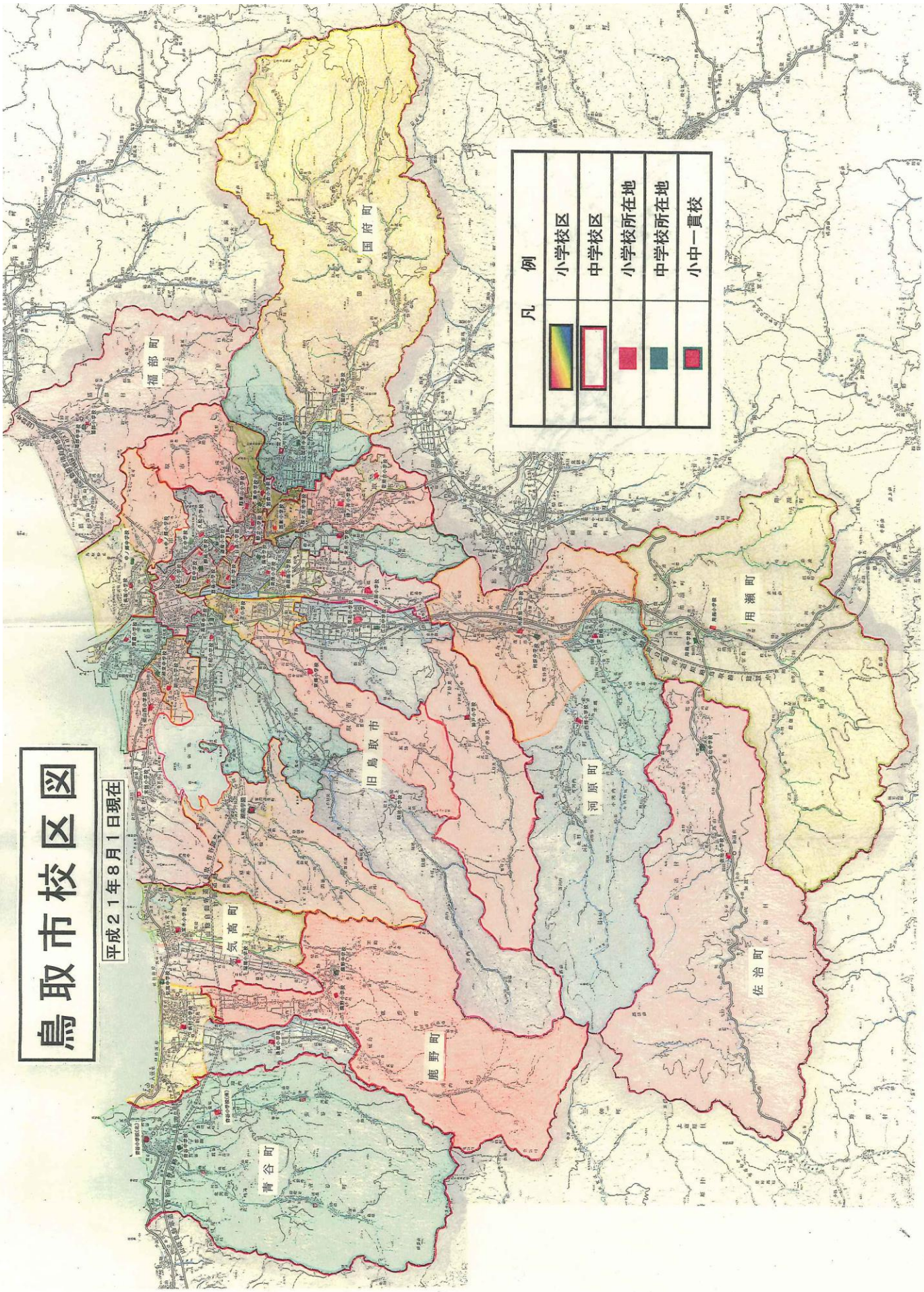
鳥取市校区図
平成２１年８月１日現在
凡　例
小学校区
中学校区
小学校所在地
中学校所在地
小中一貫校
福部町
国府町
旧鳥取市
用瀬町
河原町
気高町
鹿野町
佐治町
青谷町

5 後期後半における「校区別の検討」に向けて

以上のような「基本的事項」の検討結果を踏まえて、第１０期校区審は「校区別の検討」について、「レベル」で優先度合いを表し、具体的な地域を順次検討することを提言する。

（1）「標準規模」による優先度合いについては学校規模から「レベル１～４」の４区分とする。

【標準規模から見た検討の優先度合】

度　合		標　準　規　模		小学校	中学校
レベル１	A	検討を急ぐべき過小規模の学校	５学級以下	５校	６校
	B	検討を急ぐべき過大規模の学校	２５学級以上		
	C	レベル１－Ａに準じて検討を急ぐべき過小規模化の恐れがある学校	６学級	１７校	３校
	D	レベル１－Ｂに準じて検討を急ぐべき過大規模化の恐れのある学校	２４学級		
レベル２	A	検討を行うべき小規模の学校	７～１１学級	８校	５校
	B	検討を行うべき大規模の学校	１９～２３学級		１校
レベル３	A	レベル２－Ａに準じて検討を行うべき小規模化の恐れがある学校	１２学級	６校	
	B	レベル２－Ｂに準じて検討を行うべき大規模化の恐れのある学校	１８学級	２校	１校
レベル４	A	推移に留意すべき学校	１３～１７学級	６校	２校

（2）「通学に関する基準」、「適正配置」による優先度合いについては、検討要素の中で、それぞれ最優先とされる事項を「レベル１」とする。

【通学に関する基準から見た優先すべき視点】

度　合		通　学　区　域	摘　　要
レベル１	A	地理的条件において通学路線の危険性が著しく高いと思われる地域	交通頻繁な道路、踏切 河川、歩道状況
	B	通学距離が著しく長い地域	小学校：おおむね 4km 中学校：おおむね 6km
	C	通学に時間を著しく要する地域	１時間以内
	D	通学手段の検討が特に必要と思われる地域	公共交通の利用 スクールバス、徒歩

【適正配置から見た優先すべき視点】

度　合		適　正　配　置	摘　　要
レベル１	A	地元から特に要望のある地域	
	B	市街地の学校が特に近接する地域	
	C	施設の改修等が数年以内に見込まれる学校	
	D	学校と公民館（あるいは自治会）の区域が整合しない地域	
	E	地域特性等を特に考慮する必要のある地域	

後期後半においては、優先度合いは異なるが、鳥取市立のすべての小中学校を対象に、校区設定の基本的な指標を基に検討を行い、本市に適した学校配置及び校区の設定について、鳥取市教育委員会へ答申する予定である。

校区の設定に当たっては、この中間報告に示した基本的事項（標準規模、通学に関する基準、適正配置）に関する審議のまとめや、収録している「学級規模によるメリット・デメリット」「児童生徒数の推移」「通学の状況」「事故一覧」などの諸資料を活用し、各地域において保護者、教職員、地域住民が「校区のあり方」について意見交換されることが望まれる。その作業を通じて、各学校の関係者の連携と認識が一層深まり、学校・地域が活性化されると確信する。

「(過) 小規模」であるから一律に統廃合を結論づけるというのではなく、各学校及びその校区である地域の歴史や特性に十分配慮しつつ、しかも１０年先・２０年先を展望した論議を期待したい。そして、「校区」等を何らかの形で変更するのか（例えば校区割の一部修正、小学校間・中学校間での統合、小中学校の連携・一貫制の導入など)、また「校区」等を現状のままとする場合であっても将来を見据えてどのような創意工夫を行うのか等、鳥取市教育委員会は、各小中学校関係者の意見等を参考にし、鳥取市教育ビジョンにある「めざす子ども像」の育成に向け、適正な学校配置及び校区の設定による教育環境の充実を図られたい。

６ 今後のスケジュール

これまで審議してきた内容を適正配置の基本的な考え方としてまとめた中間報告を基に、次期校区審議会（後期後半）においては具体的な地域の検討を行い、平成２５年に答申する予定である。
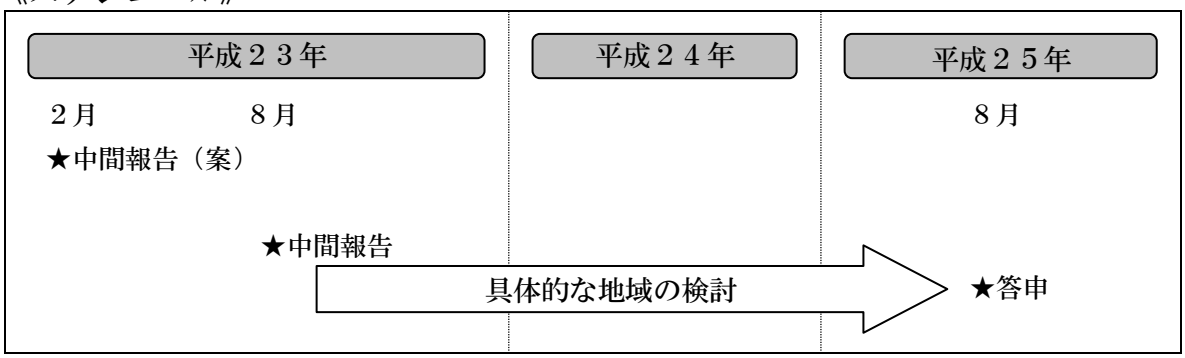
《スケジュール》